

地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求について  
の動議

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、次の事項についての監査を  
求め、その結果の報告を請求したい。

よって、これを動議として提出する。

平成27年10月27日提出

提出者	鎌倉市議会議員	上	畠	寛	弘
同	同	上	三	宅	真里
同	同	上	中	澤	克之
同	同	上	岡	田	和則
同	同	上	松	中	健治
賛成者	同	上	竹	田	ゆかり
同	同	上	長	嶋	竜弘
同	同	上	保	坂	令子

## 記

### 1 監査を求める事項

鎌倉市が一般社団法人トンネル技術協会に対して委託した「北鎌倉隧道安全性等検証作業」に係る事務について

### 2 監査結果の報告期限

平成27年12月1日

### 3 監査の方法

平成27年10月26日に開催された建設常任委員会では、陳情第17号及び第21号について審査された。その審査において、委員や番外議員の質疑から、北鎌倉隧道安全性等検証委員会による検証過程における第三者性の担保について疑義が提起された。

そもそも平成25年に安全性の確認調査をサンコーコンサルタント株式会社に委託した。結果、安全性の観点においてリスクがあるとの見解が示された。

これをもって、市として早急な開削を検討したが、市民団体の反対もあり、市長は改めて平成27年6月に一般社団法人日本トンネル技術協会に対して、北鎌倉隧道の景観保全と安全確保の両立を図ることが可能かを検証することを目的として、安全性等の検証業務を委託した。結果、8月31日、同協会は北鎌倉隧道安全性検証等業務履行報告書を提出した。これを受けて、市長は北鎌倉隧道の安全対策の方向性について決裁したところである。

しかしながら、先述したとおり、この検証過程について、委員や番外議員から、検証作業の中において、「サンコーコンサルタント株式会社が示した検証結果」についての検証も含まれていることもあり、同協会の会員企業であるサンコーコンサルタント株式会社が作業班の業務として「図面作成」や「当時の算出した数値についての説明」、「検証委員会の委員からの質疑に応答した」等を行ったことについて、当初調査を受託した業者が検証に参画したことについて第三者性の担保がとれていないのではないかといった疑義が提起された。そして、サンコーコンサルタント株式会社は平成25年の調査で市から調査委託料を受けていたのにもかかわらず、今回の同協会の検証作業においても、外注費として、会員企業であるサンコーコンサルタント株式会社に対して、当時みずから算出した数値に基づいて、今回、図面を作成したこと等に改めて作業費用が支払われることへの妥当性と委託金額についても疑

義が示されたところである。

よって、サンコーコンサルタント株式会社が会員として構成する同協会への委託の妥当性、同協会からサンコーコンサルタント株式会社に対して支払われる外注費の妥当性、不当性の有無について、監査委員として見解を明らかにされたい。

以上について、監査委員は必要な措置をとられたい。